

○高齢運転者等標章の交付に関する事務処理要領の制定について(通達甲)

平成28年 1月28日

交規発第51号

改正 令和 2年11月30日交規発第344号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

高齢運転者等標章の交付に関する事務処理については「高齢運転者等標章の交付に関する事務処理要領の制定について(例規)」(平成22年4月15日交規発第247号)に基づき行っているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該事務処理に関し別添のとおり「高齢運転者等標章の交付に関する事務処理要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高齢運転者等標章の交付に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第45条の2第2項の規定に基づく高齢運転者等標章(以下「標章」という。)の交付に関する事務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 形式上の要件審査

署長は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第1の3の2の高齢運転者等標章申請書(以下「標章申請書」という。)、府令別記様式第1の3の4の高齢運転者等標章記載事項変更届(以下「標章記載事項変更届」という。)又は府令別記様式第1の3の5の高齢運転者標章再交付申請書(以下「標章再交付申請書」という。)の提出を受けたときは、記載事項に不備がないか、提示書類が欠けていないかなど当該申請等が法令に定められた形式上の要件に適合しているか否か審査を行うものとする。

第3 事務処理要領

1 標章の交付手続

- (1) 署長は、標章申請書を受理したときは、別記第1号様式の高齢運転者等標章申請書処理簿に必要事項を記載するとともに、速やかに交通規制課長に当該標章申請書の写しを送付しなければならない。
- (2) 標章申請書の写しの送付を受けた交通規制課長は、速やかに府令第6

条の3の4第3項の規定による標章の様式である府令別記様式第1の3の3の専用場所駐車標章(以下「専用場所駐車標章」という。)を作成し、署長に送付するものとする。この場合において、交通規制課長は、別記第2号様式の高齢運転者等標章交付台帳に必要事項を登載しなければならない。

(3) 専用場所駐車標章の送付を受けた署長は、速やかに当該専用場所駐車標章を申請者に交付するものとする。

2 標章の記載事項の変更手続

1に定める標章の交付手続は、標章の記載事項の変更手続について準用する。この場合において、1(1)及び(2)中「標章申請書」とあるのは「標章記載事項変更届」と、1(1)中「別記第1号様式の高齢運転者等標章申請書処理簿」とあるのは「別記第3号様式の高齢運転者等標章記載事項変更届処理簿」と読み替えるものとする。

3 標章の再交付手続

1に定める標章の交付手続は、標章の再交付手続について準用する。この場合において、1(1)及び(2)中「標章申請書」とあるのは「標章再交付申請書」と、1(1)中「別記第1号様式の高齢運転者等標章申請書処理簿」とあるのは「別記第4号様式の高齢運転者等標章再交付申請書処理簿」と読み替えるものとする。

4 標章の返納

署長は、標章の返納を受けたときは、別記第5号様式の高齢運転者等標章返納処理簿に必要事項を記載するとともに、当該返納された標章の欄外余白に返納事由及び返納年月日を簡明に記載して交通規制課長に送付するものとする。

第4 専用場所駐車標章の作成要領

1 標章番号

専用場所駐車標章の標章番号は12桁とし、年別(西暦年の下2桁)、県コード番号(2桁)、署コード番号(3桁)、署における暦年別の一連番号(5桁)の順に取り、作成するものとする。

なお、署における暦年別の一連番号(5桁)は、次の表の左欄に掲げる申請の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる一連番号を取るものとする。

申請の種別	一連番号
府令第6条の3の4第1項の規定による標章申請	00001から10000まで

府令第6条の3の5の規定による標章記載事項 変更届	10001から20000まで
府令第6条の3の6の規定による標章再交付申 請	20001から30000まで

2 交付年月日

専用場所駐車標章の交付年月日は、当該専用場所駐車標章の交付年月日を記載すること。

(別記様式省略)

